

都市計画審議会 会議録

審議事項	議案第 1 号 富山高岡広域都市計画火葬場の変更について (射水市斎場の追加及び射水郷斎場の廃止)		
会 場	射水市役所大島分庁舎大会議室	日 時	平成 3 0 年 7 月 2 5 日 (水) 午前 1 0 時 ~ 午前 1 0 時 4 0 分
出席者	牧田 和樹、舟木 康眞、佐伯 孝、夏野 勝美、伊勢 司、 竹内美津子、小島 啓子、中野聡一郎、石田 和人 (代理 五十嵐) 尾上 清逸、沖 和美 (計 1 1 名)		
欠席者	石川 邦子、堀 義治、福井貴実子 (計 3 名) 四柳 允委員は急逝されたため空席		
傍聴者	なし		
司 会 部 長 司 会	委員定足数について報告 (1 5 名中 1 1 名の参加により審議会成立) 開会のあいさつ 委員、事務局の紹介		
市	委員の改選に伴い、射水市都市計画審議会会長の選出を行う。 事務局案として牧田委員にお願いしたいと考えているが、よろしいか伺う。		
委 員	全員異議なし		
市	異議なしとのことで、会長を牧田委員にお願いする。 会長から挨拶を賜り、職務代理の指名をしていただく。		
会 長	会長就任のあいさつ 職務代理については、舟木委員にお願いしたいと思うが、よろしいか伺う。		
委 員	全員異議なし		
会 長	異議なしとのことで、職務代理については舟木委員にお願いする。		
会 長	開会宣言 議事録署名委員の指名 (佐伯委員、沖委員)		
会 長	■ 議事進行 本日の審議事項、 「議案第 1 号 富山高岡広域都市計画火葬場の変更 (射水市斎場の追加及び射水郷斎場の廃止) について」 市より説明願う。		
市	議案説明・・・資料参照		

会 長	■ 質疑応答 ・ 議案第 1 号について質疑はあるか。
会 長	・ 火葬場を新たな場所で整備する場合、最終的に議会の承認がいるのか。
市	・ 議会に対しては、これまで説明、報告をしている。法的な手続きとして都市計画決定をしなければ建築できないため、今回の手続きとなっている。建築工事を発注する際には金額の関係から議会案件になると思われる。
佐伯委員	・ 住民との合意形成が整っているということなので、議案については問題ないと思われる。施設規模について、この規模で問題ないかというようなチェックはどの段階で誰がするのか。
市	・ 平成 2 8 年度に新斎場整備基本計画で規模について決定している。
中野委員	・ 射水市の火葬場は最終的に、新たな射水市斎場の 1 ヶ所になることで間違いはないか。現在も 1 ヶ所で射水市全体として 1 ヶ所という認識でよいか。
市	・ その認識で間違いはない。都市計画の変更をした後でも、新たな射水市斎場が稼働するまでは現在の斎場を利用する形となる。
中野委員	・ ということは、都市計画上新たに斎場を指定し、同時に現在の斎場を廃止するが、既存の施設として利用可能だということ間違いはないか。建築基準法第 5 1 条で都市計画決定しなければ火葬場を建築できないこととなっているが、現在の斎場を都市計画から外してもその場所で新たに建築しないので、そのまま利用できるという考えでよいか。
市	・ その考えで間違いはない。
伊勢委員	・ 火葬場を廃止した場所の都市計画上の用途はどうなるのか。(工業地域や住宅の用途など)
市	・ 廃止した場所の用途は引き続き市街化調整区域となる。

会 長	■採決 他に質疑はないようであれば、採決を行う。 「議案第１号 富山高岡広域都市計画火葬場の変更（射水市斎場の追加及び射水郷斎場の廃止）について」を原案のとおり可決してよいか伺う。
委 員	全員異議なし
会 長	異議なしと認めるので「議案第１号 富山高岡広域都市計画火葬場の変更（射水市斎場の追加及び射水郷斎場の廃止）について」を原案のとおり可決することとする。
会 長	閉会宣言

- 議案第1号 富山高岡広域都市計画火葬場の変更(射水市斎場の追加及び射水郷斎場の廃止)について

(1) 火葬場を都市計画決定する必要性について

建築基準法第51条で「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」と記載されており、今回市で整備する火葬場の都市計画を変更します。

(2) 火葬場の変更の概要

現在の射水郷斎場は昭和41年に建築され50年余りが経過し、施設の老朽化が進行しています。将来予測される人口動態から基づく火葬需要の対応から、適正な規模での火葬場整備を図る必要があります。

市では、駐車スペースの確保やユニバーサルデザインへの対応、近年の社会情勢や葬送習慣に配慮した施設整備を計画しています。建物については、火葬施設や待合施設を併せて3,910㎡、駐車場や構内道路、環境緑地等で17,090㎡の計21,000㎡を計画しています。

現在の火葬場敷地は、狭小でかつ周辺状況から拡張する用地もないことから、新たに沖塚原地内で射水市斎場を設置する計画としています。

都市計画の変更の内容としては、名称「501号射水市斎場」を位置「沖塚原地内」に面積「約21,000㎡」として追加し、名称「1号射水郷斎場」を位置「寺塚原 外地内」の面積「約5,100㎡」を廃止します。理由としては、射水市を対象とした火葬場を、将来人口や稼働状況、地理特性を勘案し変更するものです。

(3) 都市計画の観点からの確認

都市計画の観点から、各種計画との整合、人口及び交通網との整合、住民の合意形成、その他の都市計画等への影響の有無について確認しています。

各種計画との整合について、都市計画マスタープランでは「施設の更新や適正な維持管理、必要に応じて、拡大、充実」と記載されており、総合計画では「市民の多様なニーズや周辺環境との調和に配慮した斎場を整備」と記載されており、どちらの計画とも整合

が図られています。

人口及び交通網との整合について、人口では市内の各人口集中地区のほぼ中間に位置しており、交通網では近傍に国道等が整備されており利便性の高い場所であることがわかります。

住民の合意形成について、平成28年8月30日に地元自治会と新斎場の整備に向けた基本合意書を取り交わし、平成30年5月9日から28日にかけて、斎場建設用地のすべての地権者と用地売買契約を締結しています。また、6月7日には隣接事業者や斎場建設予定地周辺の施設の所有者、管理者から斎場建設に対する同意書を得ています。このことから、地域住民については、事業推進に対する意識、合意形成の熟度が高いことが伺えます。

その他の都市計画等への影響の有無について、斎場を建設することにより、新たに都市計画施設の決定や変更、用途地域の変更の必要はなく、射水市の都市計画への影響はありません。このほかにも、事業課である環境課では、義務ではありませんが、地元配慮し、周辺に与える環境影響を調査しており、問題がないことを確認しています。

(4) これまでの経緯について

本計画については、都市計画法に基づく手続きの他、平成27年から事業課である環境課が地元住民及び関係機関等との協議を行い、合意形成を図っております。

その上で、まずは計画の原案を作成し、射水市都市計画公聴会の開催に係る原案の縦覧を6月8日から22日まで行いました。縦覧者は2名いましたが、意見を申し出る方がいなかったため、6月29日に開催を予定していた公聴会を取り止めています。

その後、県への事前協議を行い、回答を得た後、都市計画法に基づき7月5日から18日の2週間、都市計画案の縦覧を行いました。縦覧者は1名いましたが、意見の提出がなかったことをご報告します。

市では、以上のことから、今回の火葬場の変更については、都市計画上支障がないと考えております。皆様、慎重審議をお願いします。